

「2011年度の厚生労働行政を知る」(やまだ塾)

(2011年2月28日掲載)

NO. 12 <生活困窮者支援> 「③生活福祉資金貸付制度について」(社会・援護局)

＝厚生労働省社会援護局から、都道府県、指定都市及び中核市に向けた説明資料である＝

(1)総合支援資金の貸付条件の目安の提示について

- 生活福祉資金貸付制度は、昭和30年度の制度創設以来、各都道府県の社会福祉協議会が実施主体となり時代のニーズに合わせて改善を重ね、低所得者などに対するセーフティネット施策の一つとしての役割を担ってきたところである。
- 平成21年10月には、現下の経済・雇用情勢に対応するため失業者などの生活の建て直しを支援する総合支援資金貸付の創設、連帯保証人要件の緩和及び貸付利子の引下げ等の内容見直しを行ったところである。その結果、平成21年度の全国の貸付決定件数は約61,500件と、平成20年度(約14,900件)の4倍強になり、貸付決定金額も約379.2億円と、平成20年度(約145.6億円)の2.6倍になっている。
- 総合支援資金貸付については、貸付限度額及び償還期間の上限を示したうえで、各都道府県(社会福祉協議会)の運用により行ってきたところであるが、今般、住宅手当との連携を一層深め、また、債権管理を適切に行う観点から、貸付条件の運用の目安について示す予定である。
- 今後、パブリックコメントなどを実施し、広く意見を聴取したうえで平成23年4月以降の借入申込分について適用する予定で検討しているところであり、その内容については、おつてご連絡することとしている。

(2)制度の積極的な活用促進について

- 本貸付事業は、依然として厳しい経済・雇用情勢の中で、離職者を支援するための様々な雇用施策や住宅手当とともに、いわゆる「第二のセーフティネット」として機能することが求められており、また、関係閣僚からなる多重債務者対策本部において平成19年4月に取りまとめられた「多重債務問題改善プログラム」においても、消費者向けセーフティネット貸付の一つとして位置付けられているところである。
- こうした負託に応えていくため、各都道府県におかれては、労働行政や消費者行政等関係部局とも連携し、本制度の趣旨を踏まえ、制度の積極的な広報を通じた周知徹底及び相談体制の点検並びに実施主体における貸付に係る事務手続きの迅速化を図るなど、その機能・役割が十分果たされるよう指導願いたい。

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2011 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

(3)体制強化等について

ア総合支援資金及び臨時特例つなぎ資金についてこれらの資金がセーフティネットとして機能するケースとしては、

- いわゆる派遣切りで「職」と「住まい」を失い、そのままではホームレスとなるおそれのある者に対し、住宅手当の給付と住宅入居費及び当座の生活費としてのつなぎ資金並びに生活再建中の生活費として生活支援費の貸付が一体となり、セーフティネットとして機能するケース
- 多重債務を抱える者に対して、まず、自立阻害要因となっている多重債務の問題を解消した上で、解消後の生活再建時の生活費についても相談を行い、一時生活再建費及び上記と同じ組み合わせによる生活再建中の各種資金の貸付により、セーフティネットとして機能するケース

が想定されるため、市区町村(福祉事務所、消費者行政担当)や日本司法支援センター(法テラス)等関係機関とも連携し、体制整備に努められるよう、ご指導願いたい。

- なお、こうしたケースにおける自立支援策として、貧困・困窮者の「絆」再生事業(第2-2-2参照)の活用も考えられることから、生活福祉資金及びホームレス対策担当部署間の連携を図り、創意工夫ある施策の展開についてご検討願いたい。

イ体制整備について

(ア) 都道府県社会福祉協議会について

- 生活福祉資金の実施主体である都道府県社会福祉協議会が行う貸付・審査業務に係る事務費、借受世帯との窓口となる市区町村社会福祉協議会の貸付事務費、民生委員が行う貸付調査・償還指導の実費弁償費及びその他償還対策に必要な経費については、制度の趣旨・目的を踏まえ都道府県に1/2の負担をお願いしているところであることから、これらに関する実態把握を行い、所要の財政措置に特段のご配慮を願いたい。

(イ) 市区町村社会福祉協議会について

- 窓口業務を担う市区町村社会福祉協議会の相談支援体制の充実に要する経費については、平成22年度補正予算において、緊急雇用創出事業臨時特例基金の事業実施期間を23年度末まで一年間延長するとともに、「生活福祉資金の事業の実施に必要な体制整備」(補正予算額:500億円、補助率:国10/10)を同基金に積み増したところであるが、これは昨年6月の改正貸金業法の完全施行により、消費者金融からの借入が制限された方などからの相談が増加することなどを想定し予算化したものである。
- 総合支援資金貸付に関する総合相談は、懇切丁寧な接遇を必要とし、多大な業

務量となるため、市区町村社会福祉協議会の実情をよく把握され有効活用されたい。

(ウ) 福祉サービスの向上について

○厚生労働省に寄せられる「国民の声」の中には、依然として、相談窓口の接遇に関するものも寄せられているところであるが、上記基金の活用、案内のあり方、協議会での他機関との連携等を総合的に推進され、繰り返しになるが、懇切丁寧な福祉サービスの実施に努められるようご指導願いたい。_

(参考・引用:2010年度全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)資料)